

一般社団法人
長野県商工会議所連合会 事務局 御中

長野県 産業労働部
産業立地・経営支援課

令和元年台風第19号豪雨による被災中小企業等への復旧支援について

平素より、中小企業支援業務の円滑な運営に御尽力いただき、感謝申し上げます。

今般の令和元年台風第19号豪雨により被災した中小企業等について、県では国とともに施設、設備の復旧等に係る費用の補助事業を検討しています。

つきましては、補助金等の申請をする場合、特に事前着工が認められる場合において、被害状況を客観的証拠のもとに証明しなければなりませんので、下記の事項に十分ご留意いただき、被災した中小企業等へ早めの事前準備を促すよう周知にご配意願います。

なお、市町村へは別途通知しておりますので申し添えます。

記

1 補助金等の申請時に必要とされる客観的証拠

下記が全ての支援策に必要なとは限らず、また、支援策によってはこれ以外に必要なものがある。

- (1) 罹災（被災）証明書
- (2) 被災状況を示す写真（施設・設備の被災状況の写真、設備を廃棄するときの写真）
- (3) 被災した施設・設備の配置が把握できる図面
- (4) 施設を取り壊す場合は閉鎖登記簿謄本
- (5) 設備を廃棄する場合は、修理対応できないことが確認できる書類（修理業者からの書面等）
及び廃棄の事実が確認できる書類（廃棄物引取の証明書、災害ごみ搬出時の写真等）
- (6) 廃棄・復旧に要した費用が分かる書類（見積書、発注書、請求書、領収書）

2 注意事項

- (1) 支援施策は国及び県において制度及び予算の成立が前提
- (2) 被災した全ての施設・設備が支援対象となるとは限らない
- (3) 上記の証拠の他、支援策毎に要綱等に基づき、申請書、計画書などの書類が必要

産業労働部 産業立地・経営支援課 中小企業支援係
(課長) 小林 真人 (担当) 太田 伸幸
TEL : 026-235-7195 (直通) FAX : 026-235-7496
E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp